タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	北都交通株式会社（法人番号９４３０００１０３３７４０） 代表者渡邉克仁	北海道札幌市中央区大通西６丁目１０－１１	札幌営業所	北海道札幌市中央区北４条西１３丁目１－５	R6.2.7	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和６年１月２５日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）公安委員会からの道路交通法第１０８条の３４の規定に基づく通知件数（放置駐車違反）が、過去１年以内に３件に達した「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成１３年国土交通省告示第１６７６号。）による運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	０	０
2	東交ハイヤー株式会社（法人番号８４５００１００２１１７）代表者高橋修史	北海道上川郡東川町東町１丁目３番１３号	本社営業所	北海道上川郡東川町東町１丁目３番地１３号	R6.2.13	文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他６件	令和６年１月１８日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）地理・応接の指導監督の記録義務違反（運輸規則第４０条第３項）、（５）指導主任者選任届出違反（運輸規則第６８条第１項第３号）、（６）指導主任者退任届出義務違反（道路運送法施行規則第６８条第１項第４号）、（７）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	０	０
	以下余白									